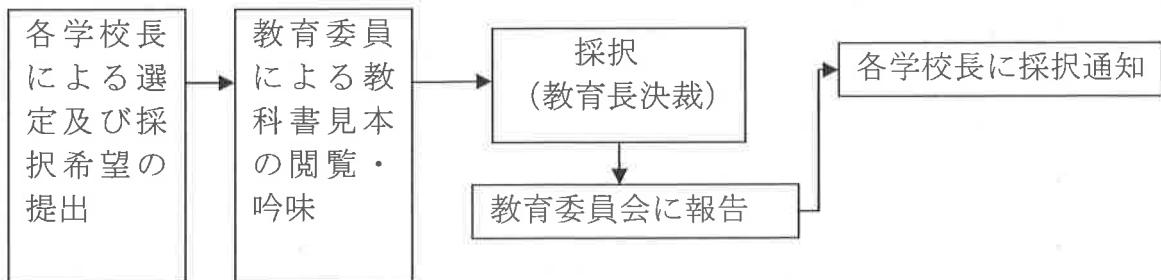


県立高等学校における平成28年度使用教科書採択の仕組みについて



(参考)

○学校教育法 第三十四条第一項

小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。(中学校、高等学校、特別支援学校も準用)

○学校教育法 附則第九条

高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第三十四条第一項（第四十九条、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第三十四条第一項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第二十三条

教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

○鳥取県立学校管理規則 第12条

学校は、教育委員会が採択した教科書を使用しなければならない。

○教育長に対する事務の委任等に関する規則 第2条

教育委員会は、次の各号に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

※ 各号の中に県立高等学校（県立特別支援学校の高等部を含む。）の教科書採択に関する事務は含まれない→教育長に委任